

## 沖縄県土木建築部 工事検査要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号。以下「財務規則」という。）第113条及び第114条の規定に基づき、土木建築部が執行する工事の検査に関し、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- (1) 契約担当者 財務規則第2条により知事又はその委任を受けて契約を締結する者。
- (2) 検査員 財務規則第113条に規定する契約担当者から検査を命ぜられた者。
- (3) 監督員 財務規則第112条に規定する契約担当者から監督を命ぜられた者。
- (4) 受注者 財務規則第106条の規定に基づいて、建設工事請負契約約款（平成9年告示第317号）の規定により、工事の請負契約（以下、「工事請負契約書」という。）を締結した者。
- (5) 主務課長 事業又は工事を所管する土木建築部の課長
- (6) 出先機関 沖縄県行政組織規則に規定する土木建築部関係出先機関

### (検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査： 工事の完成を確認するための検査。
- (2) 一部完成検査： 設計図書において工事の完成に先だって引渡を受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事の完成を確認するための検査。
- (3) 既済部分検査： 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査。
- (4) 中間検査： 工事の施工の途中において、主務課長もしくは出先機関の長が必要と認め設計図書で中間検査の対象として指定する部分の検査。

### (検査の命令)

第4条 技術・建設業課長は、所属の職員に対し工事の検査を命じるものとする。ただし、所属の職員に検査を命じることができない特別な理由がある場合は、各主務課長又は出先機関の長に職員の派遣を依頼することができる。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年規則第67号）第5条の規定により、出先機関で執行する最終の請負代金額が5千万円未満の工事の検査及び出先機関で監督する工事の既済部分検査は、出先機関の長が所属の職員に検査を命じるものとする。ただし、所属の職員に検査を命じることができない特別な理由がある場合は、技術・建設業課長に検査を依頼することができる。

3 検査員は、原則本庁検査においては課長級職員、出先機関においては班長級職員を任命するものとする。

(検査の立会)

第5条 検査員が検査を行う場合は、当該工事の受注者は立ち会わなければならない。また、監督員は財務規則第113条により立ち会うものとする。

(検査資料の提出)

第6条 検査員は、工事の検査に必要な事項について、監督員又は受注者に対して、当該工事に関する書類及び物件の提示、若しくは提出、又は工事に関する説明を求めることができる。

(検査の方法)

第7条 検査員は、工事請負契約書及び設計図書その他関係書類に基づいて、厳正かつ公正に実地検査（遠隔臨場による検査を除く）を行わなければならない。

- 2 検査員は、実地において明視することができない地下又は水中等で外部から検査することが困難な部分については、当該部分の施工中の写真その他の資料により検査を行うことができる。
- 3 検査員は、必要があるときは、その理由を受注者に通知して、工事の目的物を破壊若しくは分解又は試験（掘削及び工事材料の抜き取りを含む）により検査を行うことができる。
- 4 検査を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定める。

(検査結果の報告)

第8条 検査員は、検査を実施したときは、遅滞なく当該検査結果について、「工事検査復命書」を作成し、技術・建設業課長又は出先機関の長に復命しなければならない。

- 2 検査員は、財務規則第113条第6項の規定により「検査調書」を作成し、完成検査の場合は、「完成検査工事費内訳書」を、一部完成検査の場合は、「工事出来高調書」及び「一部完成検査工事費内訳書」を、既済部分検査の場合は、「工事出来高調書」及び「既済部分検査工事費内訳書」を添付して、主務課長又は出先機関の長に提出しなければならない。
- 3 検査員は、検査の結果、工事目的物が工事請負契約書又は設計図書に適合しないと認めた場合は、その旨及びその措置についての意見を記載した「検査調書」を作成し、主務課長又は出先機関の長に提出しなければならない。
- 4 技術・建設業課で行う検査の場合、技術・建設業課長は、「工事検査実施結果通知書」に検査調書等、関係書類を添えて、主務課長又は出先機関の長に通知するものとする。

(工事成績評定)

第9条 検査員及び監督員は、検査を実施した場合、別に定める「沖縄県土木建築部工事成績評定要領」により、工事成績の評定を実施するものとする。ただし、既済部分検査及び監督員の間接検査または一部完成検査時の評定は除く。

- 2 工事完成時に成績評定を実施した場合は、主務課長又は出先機関の長は、別に定める「沖縄県土木建築部工事成績評定通知実施要領」により、「工事成績評定通知書」を受注者へ通知する。

(検査結果通知)

第10条 主務課長又は出先機関の長は、工事の受注者に対し、完成検査にあつては、「工事検査結果通知書」、一部完成検査にあつては、「一部完成検査結果通知書」、既済部分検査にあつては「既済部分検査確認通知書」を通知する。

(検査不合格の処理)

第11条 検査の結果、合格しない場合、主務課長又は出先機関の長は、必要な措置を検討し、受注者に「修補請求書」により修補請求を行うものとする。

(再検査)

第12条 前条第1項の修補請求による修補が完了し、受注者から「修補完了通知書」が提出されたときは、主務課長又は出先機関の長はこれを受理するものとする。

2 前項により「修補完了通知書」を受理したときは、第4条から第7条の規定により再検査を依頼するものとする。

3 再検査の結果、検査員が修補の履行が適正にされていることを確認した場合の処理は、第8条から第10条の規定による。ただし工事成績評定は当初の検査時点での評価とする。

4 再検査の結果、検査員が修補の履行が適正でないと認めた場合の処理は、第8条及び前条第1項の規定による。

(軽微な手直し)

第13条 第11条の規定にかかわらず、検査の結果、工事目的物に軽微な手直しが必要と認められる場合は、検査員は監督員に指摘するものとする。

(県補助工事の確認検査)

第14条 沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第102号）による補助事業に係る工事の確認検査については、別に定めるもののほか、この要領を準用する。  
ただし、この場合における検査調書は、「県補助工事確認検査調書」による。

(補則)

第15条 この要領の実施に関し、必要な事項（運用方針等）は、別に定める。

附 則

この要領は、平成元年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より適用する。

附 則

1 この要領は、令和3年2月1日より適用する。

2 令和2年9月30日以前に工事請負契約を締結されたものについては、第5条第1項及び第10条第1項中「第32条」を「第31条」とみなす。

附 則

この要領は、令和5年12月1日より適用する。